

# 企画業務型裁量労働制の時間制度調査

一律の出退勤時刻がある(事業所調査)

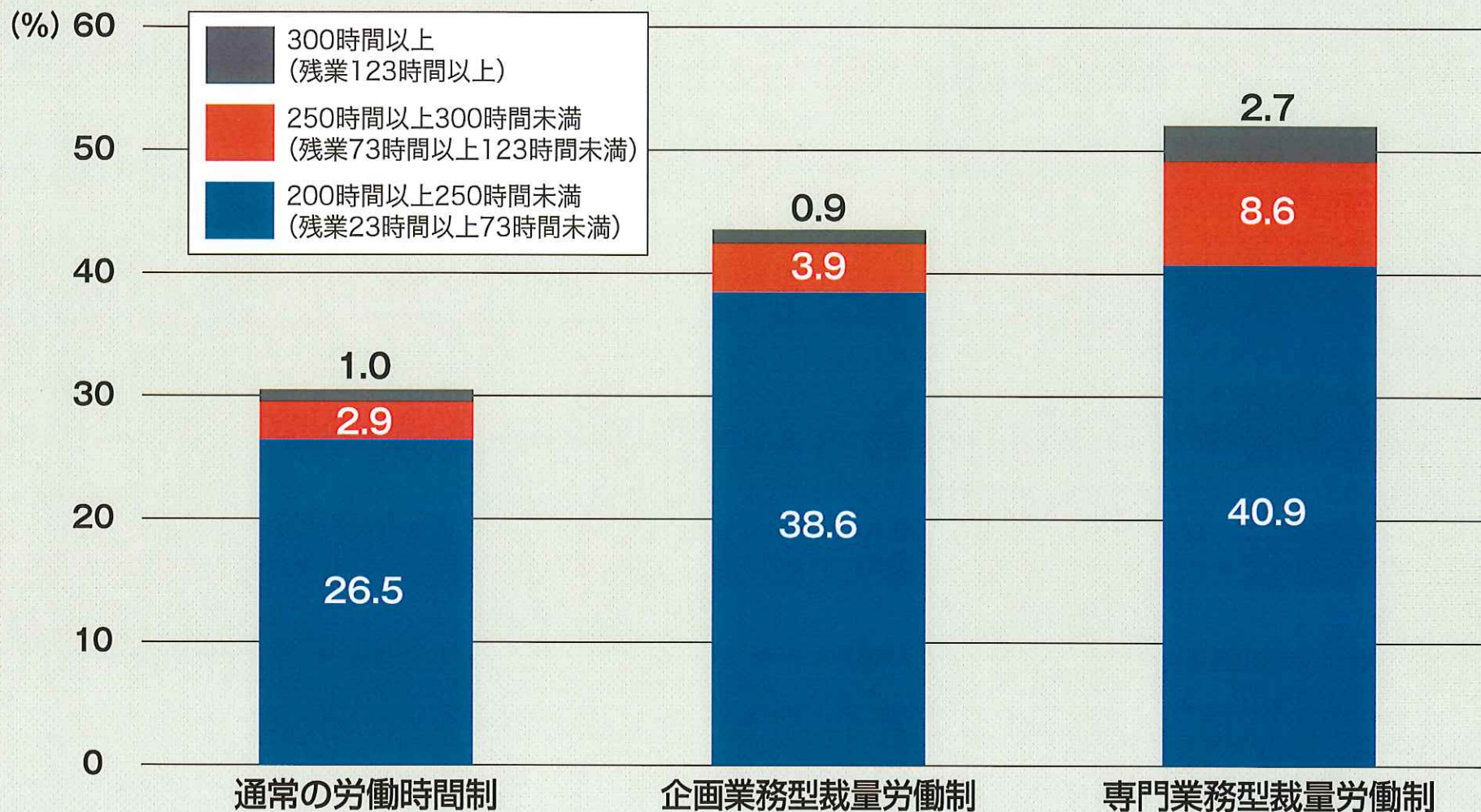
19.6%

一律の出退勤時刻がある(労働者調査)

49.0%

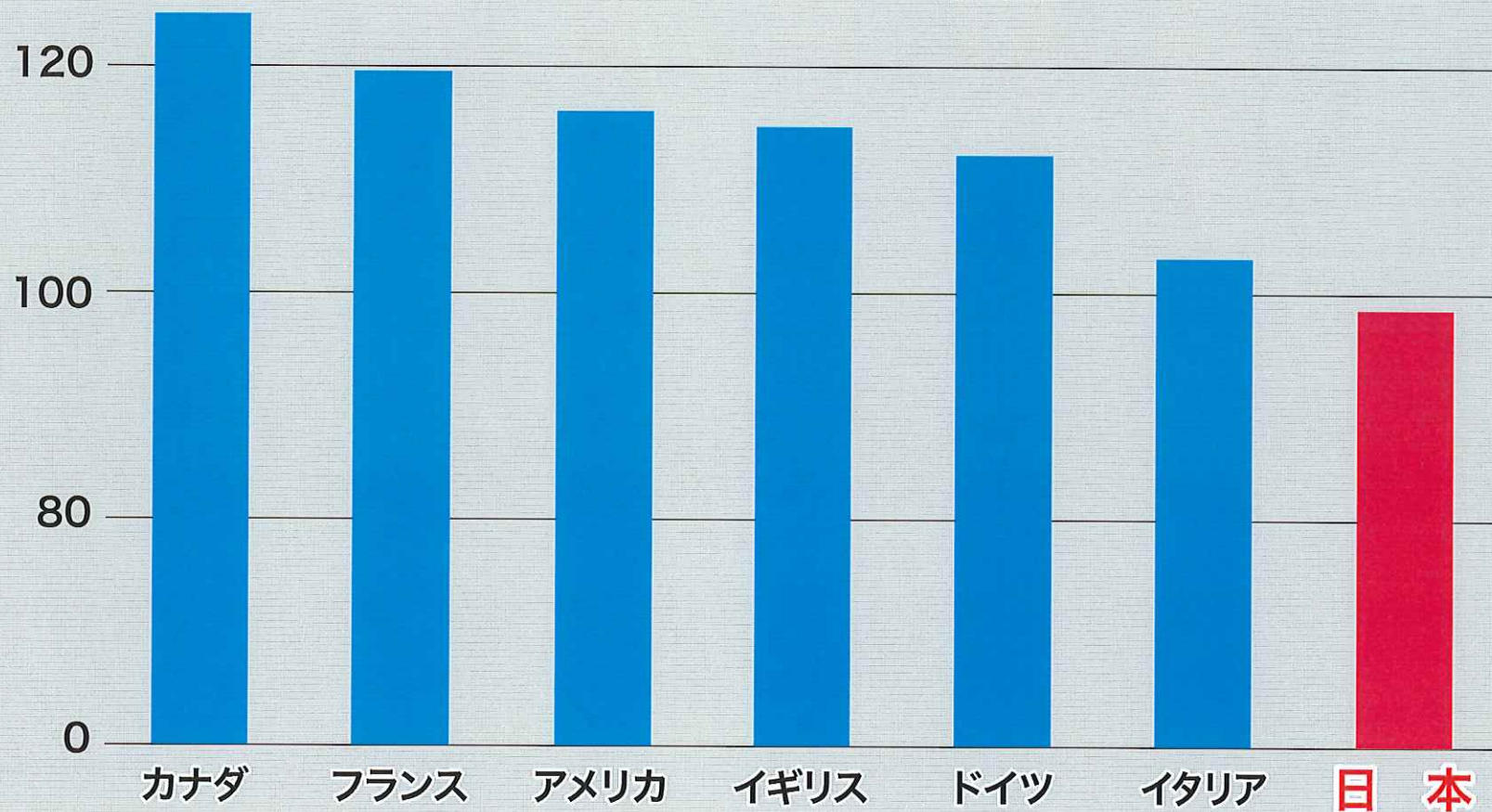
(出典)独立行政法人労働政策研究・研修機構『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果』

# 1ヶ月の実労働時間別の労働者の割合



(出典) 労働政策研究・研修機構『裁量労働制等の労働時間制度に関する調査結果 労働者調査結果』(JILPT調査シリーズNo.125)2014, p.77.  
<http://www.jil.go.jp/institute/research/2014/documents/0125.pdf>

# G7のうち日本だけ2000年を下回る (2016年の賃金水準)



(出典)OECDの集計。現地通貨の実質ベースで、2000年を100として指数化

平成30年1月26日  
調査及び立法考査局  
社会労働調査室・課

◆御依頼日： 1月25日

◆御依頼内容

韓国射幸産業統合監督委員会「賭博問題の社会・経済的費用推計研究 最終報告書」2010.12の仮訳（国会図書館提供）について、以下のとおり加筆・修正。

・〈表34〉のタイトルに（2009年）を加筆。

・〈表34〉中に記載の金額を全て2009年当時の為替レートで円に換算及び注にその旨の記載。

・〈表34〉の出典を記載。

御依頼につきまして、御指示を踏まえ、1月25日に御提供した調査報告書を加筆・修正をいたしました。よろしく御査収ください。

〈資料リスト〉

資料1 国会図書館調査及び立法考査局社会労働調査室・課・海外立法情報調査室・課  
「韓国射幸産業統合監督委員会「賭博問題の社会・経済的費用推計研究最終報告書」掲載図表等の仮訳」平成29年12月26日

担当：社会労働課 岡林楠博（内線：衆議院から98-23514 / 参議院から970-23514）

平成30年1月26日  
 調査及び立法参考局  
 社会労働調査室・課  
 海外立法情報調査室・課

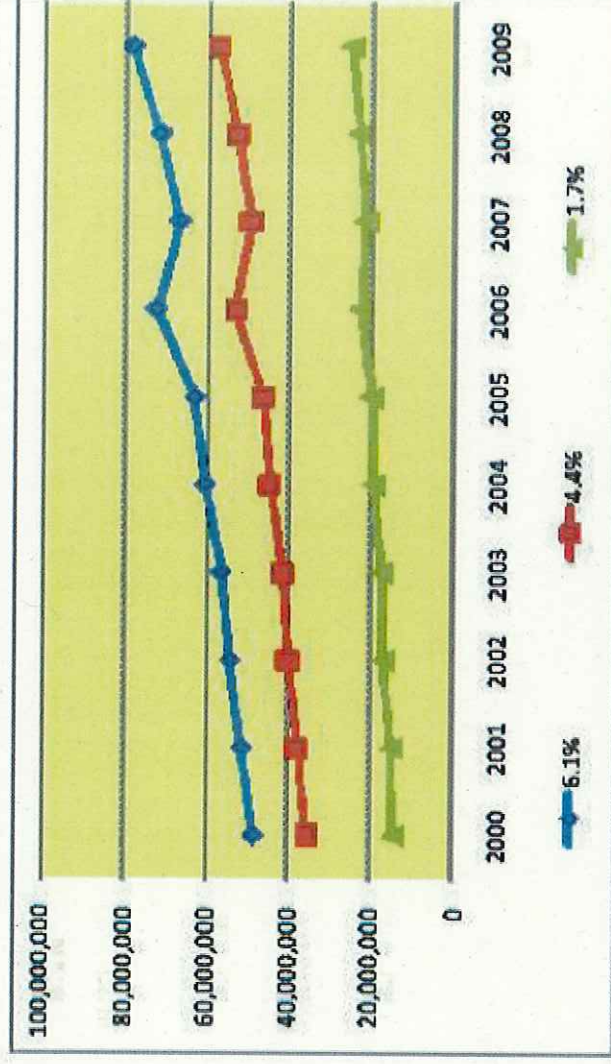
韓国射幸産業統合監督委員会「賭博問題の社会・経済的費用推計  
 研究最終報告書」掲載図表等の仮訳

1. 賭博中毒の社会・経済的費用の推移

<図3> 賭博中毒の社会・経済的費用の推移 (単位:百万ウォン)

<그림 3> 도박중독의 사회·경제적 비용추이

(단위: 백만 원)



<図3>に見られるように、賭博中毒による社会・経済的費用は、この10年間に持続的に増加している。これは賭博中毒問題によって、今後、我が国社会に莫大な費用を要する状況が到来することを意味している。少子・高齢化の時代に入して人口が停滞し、労働人口が減少する現在の社会状況を考えると、さらに大きな費用が固定化し、社会問題として浮上することは明らかである。また、シナリオ分析によると、2050年には、我が国のGDPの約10%以上になるとみられており、我が国の経済成長の阻害要因として作用すると予測される。

仮訳者注：緑色の折線 (病的賭博のケース)

赤色の折線 (中程度の危険性を有する賭博のケース)

青色の折線 (上の2つのケースの合計)

各々の%は対成人人口比

## 2. 賭博中毒者の年間社会・経済的費用

〈表 34〉 賭博中毒者の年間社会・経済的費用 (6.1%) (2009年)

項目	金額	%
経済と財政	1兆5775	27.5
負債(借金)による利子費用	1兆2537	21.9
賭博投資費用	3238	5.7
雇用	3兆6867	64.3
職場内の成果低下(生産性低下)	2兆1148	36.9
失業	1兆5720	27.4
犯罪及び法律	45	0.08
犯罪費用	12	0.02
法執行費用	33	0.06
健康及び福祉	4643	8.1
医療費	3770	6.6
自殺関連費用	132	0.2
基礎生計費用	82	0.1
リハビリ費用	660	1.2
賭博者の年間総社会・経済的費用	5兆7330	100.0

(単位: 億円)

(注) 金額は2009年のIMF年間平均為替レート(0.0732円/ウォン)により、仮訳者が円に換算。

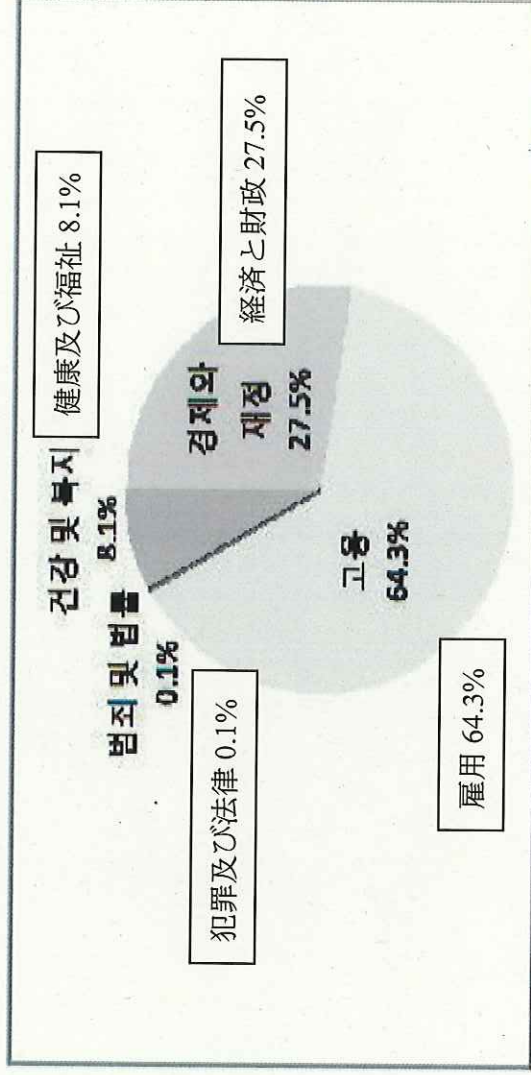
(出典) 韓国射幸産業統合監督委員会「賭博問題の社会・経済的費用推計研究最終報告書」2010.12, p.

86. < <http://www.ngcc.go.kr/Download/Download.do?disposition=attachment&fileName=78861201108251554>

45.pdf&basePath=board/pds>

〈図 5〉 賭博者の年間社会・経済的費用の項目

〈그림 5〉 도박자중독자의 연간 사회·경제적 비용의 항목



過去3回の就学援助実施状況調査（H26～H28）において  
生活保護基準の見直しに対応していないと回答した自治体への聞き取り調査状況

※文科科学省より電話にて自治体実務対応者に聴取したもの  
※平成30年1月25日現在

①27年度以降、旧生活保護基準（H25以前基準）を用いて影響がないように対応している市町村。

都道府県	市町村	状況確認
北海道	伊達市	H28より対応済。(H25以前基準)
大阪府	高槻市	H27より対応済。(H25以前基準)
大阪府	泉南市	H27より対応済。(H25以前基準)
大阪府	寝屋川市	H28より対応済。(H25以前基準)
兵庫県	小野市	H29より対応済。(H25以前基準)
福岡県	川崎町	H27より対応済。(新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定)
福岡県	添田町	H27より対応済。(新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定)
佐賀県	上峰町	H27より対応済。(新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定)
長崎県	佐世保市	H27より対応済。(新基準で漏れた者を旧基準（H25以前）で再判定)
大分県	杵築市	H28より対応済。(H25以前基準)

②旧生活保護基準（H25以前基準）以外の生活保護基準（H26又はH27基準）を用いて影響がないように対応している市町村。

都道府県	市町村	状況確認
神奈川県	横浜市	H27より対応済。(H26基準)
神奈川県	大和市	H26途中で対応済。(他の認定基準に該当するかを確認し認定) H27以降はH26基準で認定。
兵庫県	高砂市	H27より対応済。(H27基準)
兵庫県	姫路市	H28より対応済。(H26基準) ※H26は激変緩和で対応済。
福岡県	糸田町	H27より対応済。(H26基準)

## ③生活保護基準に掛ける係数を緩和し、影響がないように対応している市町村。

都道府県	市町村	状況確認	市町村の見解
北海道	室蘭市	H28より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	H26,27は影響の可能性あり。H28以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
福島県	矢吹町	H27より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	H26は影響の可能性あり。H27以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
福岡県	赤村	H28より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	H26,27は影響の可能性あり。H28以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
福岡県	小郡市	H26より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.2倍から1.3倍に緩和)	断定はできないが、影響がないと考えている。
福岡県	大任町	H28より対応済。(生活保護基準に掛ける係数を1.1倍から1.3倍に緩和)	H26,27は影響の可能性あり。H28以降は断定はできないが、影響がないと考えている。
熊本県	綿町	H25に級地設定を変更したのち、生活保護基準に掛ける係数を1.0倍から1.3倍に緩和	断定はできないが、影響がないと考えている。

## ④その他の認定基準を用いて影響がないように対応している市町村。

都道府県	市町村	状況確認	市町村の見解
神奈川県	相模原市	H26途中で対応済。(他の認定基準を用いて認定)	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、断定できない。
神奈川県	小田原市	H26途中で対応済。(他の認定基準を用いて認定)	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、断定できない。
滋賀県	豊郷町	H26途中で対応済。(多くの認定基準を設けるなど)	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、影響の可能性がないとは断定できない。
大阪府	大阪市	H26より多くの認定基準を設けて認定し、なるべく見直しの影響が出ないよう総合的に判断。	影響がないと考えているが、認定基準が個々に異なるため、断定できない。
兵庫県	太子町	H26より対応済。認定基準(新基準)を上回る所得があったとしても個別に検討し、認定。	個別に検討しているが、詳細が不明のため、影響の可能性については断定できない。
長崎県	平戸市	H29より対応済。(認定要件を増やして認定、個別対応など)	H26,27,28は影響の可能性あり。H29以降も個別対応のため影響がないとは断定できない。
長崎県	松浦市	H27より対応済。(認定要件を増やして認定)	H26は影響の可能性あり。増やした認定要件が認定にどのような影響を与えているか不明のため、断定できない。

## ⑤生活保護基準の見直しに対応していないと回答した市町村

都道府県	市町村	状況確認	備考
北海道	函館市	未対応	影響があった人数は不明。
神奈川県	川崎市	未対応	影響があった人数は不明。
山口県	下関市	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	福岡市	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	飯塚市	未対応	H26影響があった方は2～3名。H27以降は対象者がいない。
福岡県	田川市	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	岡垣町	未対応	影響があった人数は不明。
福岡県	みやこ町	未対応(生活保護基準に掛ける係数が1.5倍で周辺自治体に比べて高く、従来より対象者を広げている。)	影響があった人数は不明。
沖縄県	与那原町	未対応	影響があった人数は不明。
沖縄県	豊見城市	未対応	影響があった人数は不明。

※ H26年度当初の調査では対応していないと回答したが、H26年度途中から、旧生活保護基準(H25以前基準)で対応するとした自治体は除外している。ただし、中野区は平成26年度から行ってきた、新基準で漏れた者を旧基準(H25以前基準)で再判定することを、H29より廃止したとのこと。

※ 「これまで影響があった者はいない」と回答した自治体は、除外している。



貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	(単位：%)										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	名目値 (単位：万円)										
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122
	実質値 (昭和60年基準) (単位：万円)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221	211
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111	106
	実質値 (平成27年基準) (単位：万円)										
貧困線 (2015年=100)	125	131	142	147	150	139	135	132	130	128	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。  
 6) 「貧困線 (2015年=100)」の実質値は、消費者物価指数 (持家の帰属家賃を除く総合) で除して算出した。

平成30年1月26日  
 出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」  
 (照会先)厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室  
 国民生活基礎統計第二係  
 電話：03-5253-1111(内線7588)、ダイヤルイン：03-3595-2974

生活扶助基準の見直しに伴い、影響を受ける市が実施している制度について(平成25年3月現在速報)

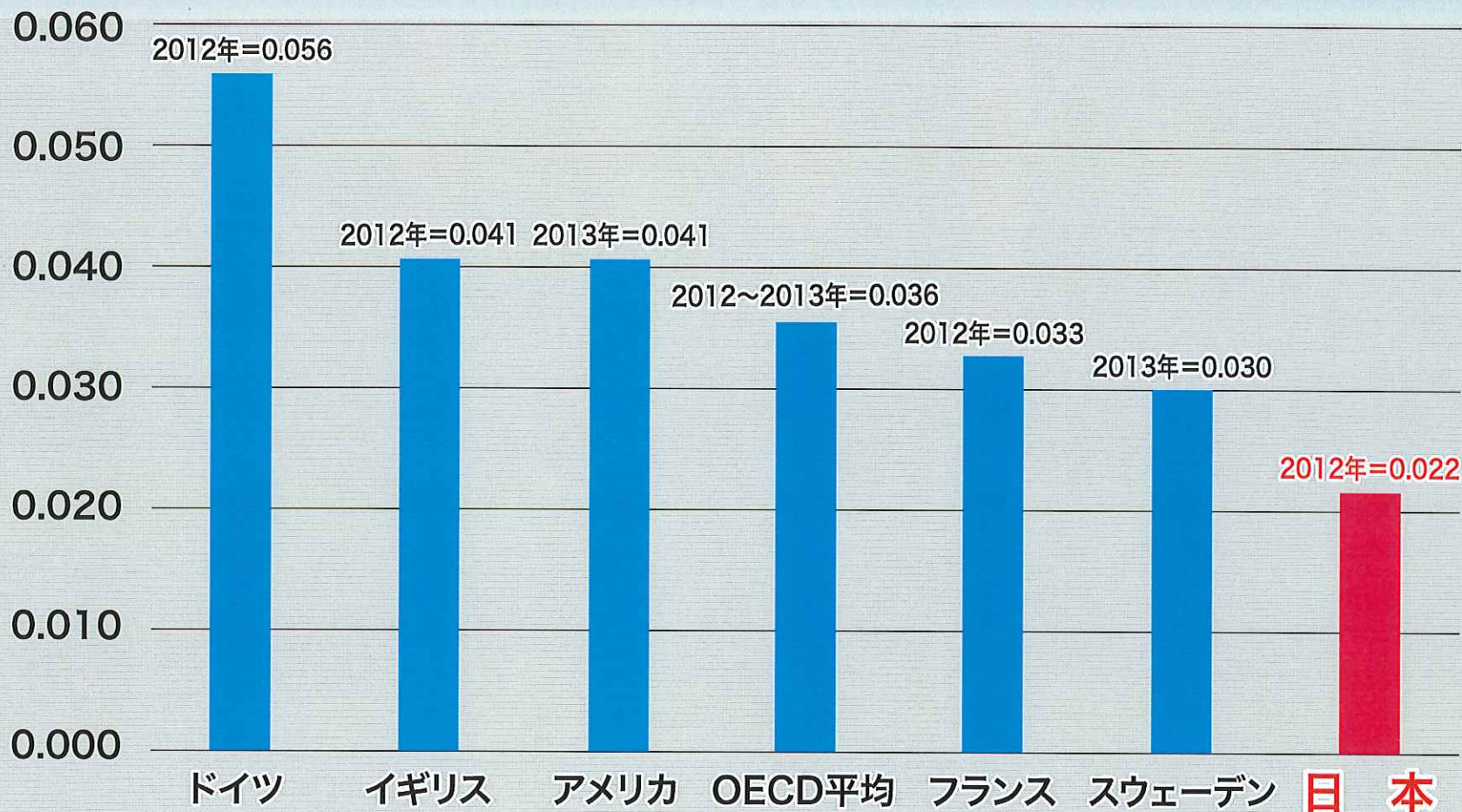
局名	制度名	※A 件数
財政関係部局	個人住民税の非課税(国)	7
	個人住民税の非課税限度額(国)	
	個人の市県民税の減免制度	
	固定資産税・都市計画税の減免制度	
	軽自動車税の減免制度	
	延滞金の減免制度	
	滞納処分における給料等の差押禁止額のうち最低生活費相当部分の設定(国)	
	生活福祉資金貸付制度(国)※実施主体は社協	
	中国残留邦人等に対する支援給付(国)	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額(国)※実施主体は社協	
	がんそく等小児指定療養医療費助成事業	
	健康診査事業	
	がん検診等費用免除申請	
	高額療養費制度(国民健康保険・後期高齢者医療)(国)	
	高額療養費減額制度(国民健康保険・後期高齢者医療)(国)	
	高額介護合算療養費制度(国民健康保険・後期高齢者医療)(国)	
	一部負担金減免及び徴収猶予制度(国民健康保険・後期高齢者医療)	
	墓地管理料の減免制度	
	高齢者等おむつ給付等事業(国)	
	三世帯同居等支援事業	
	国民年金保険料の法定免除制度(国)	
	国民年金保険料の申請免除制度(国)	
	家族介護者(国)	
	徘徊高齢者位置情報システム(国)	
	外国人等高齢者福祉給付金支給	
	生活管理指定期間泊(国)	
	成年後見制度利用支援(国)	
養老老人ホームへの措置における被措置者の扶養義務者に対する負担金徴収制度		
介護保険料の減免制度(国)		
居住費・食費の軽減(介護保険)(国)		
高額介護サービス費(介護保険)(国)		
介護保険利用者負担額の減免制度(国)		
高額介護合算療養費制度(介護保険)(国)		
市立障害児施設の入居負担額		
子ども医療費助成制度		
児童入所施設措置費等支弁事業(国)		
私立幼稚園就園奨励費補助金(国)		
児童福祉施設入所児童費(国)		
母子家庭等医療費助成		
高等技能訓練促進費等事業		
子育て短期支援事業		
子どもルーム		
エンゼルヘルパー派遣事業		
保育料算定(国)		
延長保育事業		
一時預かり事業		
特定保育事業		
休日保育事業		
グループ型小規模保育・家庭的保育事業		
病児・病後児保育事業(国)		
地下水汚染に係る浄水器設置費補助金交付制度		
農業集落排水処理施設使用料及び農業集落排水事業分租金の減免制度		
市営住宅使用料の減免制度		
木造住宅耐震改修費補助事業		
民間賃貸住宅入居支援制度		
民間賃貸住宅入居支援補助制度		
指定自転車駐輪場の整理に要する費用の免除		
下水道使用料減免		
公共下水道事業受益者負担金減免		
公共下水道事業受益者分担金減免		
水洗便所改造特別助成		
水道料金の減免制度		
就学援助(要保護者)(国)		
就学援助(要保護者)		
特別支援教育就学奨励費		
音楽資金		
児童養育給付の共済掛金(日本スポーツ振興センター掛金)		
合計 67件(国:27件、市:40件)	33	
環境関係部局		1
経済農政関係部局		1
都市関係部局		4
建設関係部局		5
水道関係部局		1
教育委員会等事務局		5

※A 生活保護基準の改定に伴い、住民税非課税限度額に影響することにより、派生的に影響を受ける制度

A市提供資料に基づき長妻昭事務所作成資料

# 税による再分配効果

ジニ係数の改善幅



(注)各国の2012年は、OECDのデータによる。ただし、2012年のデータが入手できないアメリカとスウェーデンについては、2013年のデータで代替した。

なお、「OECD平均」を算出する際には、2012～2013年のデータが入手できない4か国(ハンガリー、韓国、メキシコ、トルコ)を対象から除いている。

(出典)OECD Stat, Income Distribution and Poverty, 厚生労働省『平成26年所得再分配調査』